

平成18年度老人保健福祉関係予算（案）の概要 （三位一体改革関連部分抜粋）

— 老 健 局 —

【主要事項】

| | |
|-------------------------|------------------|
| I 持続可能な介護保険制度の構築 | 1兆9,661億円 |
|-------------------------|------------------|

2. 介護保険制度に係る国庫負担 1兆9,122億円

(1) 介護給付費負担金 1兆1,496億円

各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。

(施設等給付費（※）については、15%を負担)

※ 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護保険施設及び特定施設に係る介護給付費。

| | |
|---------------------------|--------------|
| IV 介護サービスの提供体制の整備等 | 515億円 |
|---------------------------|--------------|

1. 地域介護・福祉空間整備等交付金（市町村に対するハード交付金）の拡充 443億円

地域密着型サービスを中心とする市町村の基盤整備を計画的に推進するとともに、介護施設における在宅支援の強化・機能転換等のための事業支援を行う。

2. 地域介護・福祉空間推進交付金（市町村に対するソフト交付金）の創設 33億円

地域における介護サービス基盤の実効的な整備を図るため、地域密着型サービス等の導入に必要な設備やシステムに要する経費などを助成対象とする交付金を創設する。

三位一体の改革について

平成17年11月30日

政府・与党

三位一体の改革については、「地方にできることは地方に」という方針の下、平成18年度までに、4兆円程度の国庫補助負担金改革、3兆円規模を目指した税源移譲、地方交付税の見直しの確実な実現を図るため、検討を進めてきた。

政府・与党は、昨年11月の「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえ、かつ、地方の意見を真摯に受け止め、平成18年度までの三位一体の改革に係る国庫補助負担金の改革及び税源移譲について、下記のとおり合意する。

なお、地方交付税の見直しについては、今後の予算編成を通じて具体的な調整を行う。

地方分権に向けた改革に終わりはない。

政府・与党としては、18年度までの改革の成果を踏まえつつ、国と地方の行財政改革を進める観点から、今後とも、真に地方の自立と責任を確立するための取組を行っていく。

記

1. 国庫補助負担金の改革について

(1) 総額

国庫補助負担金の改革については、平成18年度において、上記「政府・与党合意」において同年度に行うことを決定済みの改革に加え、別紙1のとおり、税源移譲に結びつく改革(6,540億円程度)を行う。

昨年度までの決定分（3.8兆円程度）に加え、今回の税源移譲に結びつく改革、さらにスリム化の改革及び交付金化の改革を進めることにより、4兆円を上回る国庫補助負担金の改革を達成する。

(2) 各分野

イ. 文教

義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は三分の一とし、8,500億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。

また、今後、与党において、義務教育や高等学校教育等の在り方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討する。

ロ. 社会保障

児童扶養手当（ $3/4 \rightarrow 1/3$ ）、児童手当（ $2/3 \rightarrow 1/3$ ）、施設費及び施設介護給付費等について、国庫補助負担金の改革及び税源移譲を実施する。

生活保護の適正化について、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに実施するとともに、地方は生活保護の適正化について真摯に取り組む。

その上で、適正化の効果が上がらない場合には、国（政府・与党）と地方は必要な改革について早急に検討し、実施する。

ハ. 施設費

建設国債対象経費である施設費については、地方案にも配慮し、以下の国庫補助負担金を税源移譲の対象とする。その際には、廃止・減額分の5割の割合で税源移譲を行うものとする。

また、上記の施設費について廃止・減額し、税源移譲を行う場合には、関連する運営費等の経常的経費についても併せて見直しを行う。

消防防災施設整備費補助金 等（総務省）

公立学校等施設整備費補助金（文部科学省）

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 等（厚生労働省）

資源循環型地域振興施設整備費補助金 等（経済産業省）

二. その他

公営住宅家賃対策等補助の減額に当たっては、年度間や地域間の変動に対応した支援を国としての的確に行うとともに、社会的弱者への住宅セーフティネットを実現するという国の責務を確実に果たすことができる仕組みを整備することとする。

なお、今後の予算編成過程において検討される制度改正については、適切に対処する。

2. 税源移譲について

- (1) 税源移譲は、上記1. 及びこれまでの国庫補助負担金の改革の結果を踏まえ、別紙2のとおり、3兆円規模とする。
- (2) この税源移譲は、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として行う。平成18年度予算においては、別紙2の税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。

平成18年度における国庫補助負担金改革

| | 改革額 | 概 要 |
|-------|------------|--|
| 総務省 | 10 億円程度 | 消防防災施設整備費補助金、電気通信格差是正事業費補助金 |
| 文部科学省 | 170 億円程度 | 公立学校等施設整備費補助金 |
| 厚生労働省 | 5,290 億円程度 | 児童扶養手当給付費負担金、児童手当国庫負担金、介護給付費等負担金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金（公立分）、医療施設等施設整備費補助金（公立分）等 |
| 農林水産省 | 340 億円程度 | 農業・食品産業強化対策推進交付金、農業共済事業事務費負担金、農山漁村地域活性化推進交付金、水産業振興等推進交付金、米需給調整総合対策事業推進費補助金 等 |
| 経済産業省 | 70 億円程度 | 小規模企業等活性化補助金、資源循環型地域振興施設整備費補助金、新事業支援施設整備費補助金 |
| 国土交通省 | 620 億円程度 | 公営住宅家賃対策等補助 |
| 環境省 | 40 億円程度 | 産業廃棄物適正処理推進費補助金、交付地方債元利償還金補助金 |
| 合計 | 6,540 億円程度 | |

(注) 上記は、昨年11月の政府・与党合意において18年度に行うことが決定済みのもの（暫定措置とされた義務教育費国庫負担金を含む）以外で、税源移譲に結びつく改革に該当するもの

1. これまでの国庫補助負担金改革を踏まえ、3兆円規模の税源移譲を行う。

2. 上記1. の税源移譲は、次のとおりとする。

| | |
|-----------|-------------|
| (1) 今回決定分 | 6,100億円程度 |
| ・厚生労働省 | 5,020億円程度 |
| ・文部科学省 | 90億円程度 |
| ・農林水産省 | 300億円程度 |
| ・経済産業省 | 50億円程度 |
| ・国土交通省 | 610億円程度 |
| ・環境省 | 30億円程度 |
| ・総務省 | 5億円程度 |
| (2) 既決定分 | 2兆3,990億円程度 |
| 税源移譲額 合計 | 3兆0,090億円程度 |

(注) 既決定分は、昨年(平成17年度)の政府・与党合意で決定済みのもの(暫定措置とされた義務教育費国庫負担金分8,500億円程度を含む。)及び平成16年度分の合計額。

3. 平成18年度予算においては、上記2. の税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。

- ① 14日提出経常補助金 ▲ 109
- ② 施設整備費とこれと一体の措置 ▲ 1,800
 施設整備費 ▲ 500 (注)
 施設介護給付費 ▲ 1,300
 (国25% 都道府県12.5% → 国20% 都道府県17.5%)

(注) 施設整備費の税源移譲割合は50%

- ③ 児童扶養手当 (3/4→1/3) ▲ 1,805
- ④ 児童手当 (2/3→1/3) ▲ 1,578

計 ▲ 5,292

(参考) 税源移譲額の考え方

- ① 経常補助金 … 補助金額の8割分を措置 $109 \times 0.8 = 87$
- ② 施設整備費 … 補助金額の5割分を措置 $500 \times 0.5 = 250$
- ③ 義務的負担金 (介護給付費、児童扶養手当、児童手当)
 … 負担金額の全額を措置
 1,300
 1,805
 1,578

計 5,020

確認書

① 14日提出経常補助金 ▲ 109

② 施設整備費とこれと一体の措置 ▲ 1,800

施設整備費 ▲ 500 (注)

施設介護給付費 ▲ 1,300

(国25% 都道府県12.5% → 国20% 都道府県17.5%)

(注) 施設整備費の税源移譲割合は50%

③ 児童扶養手当 (3/4→1/3) ▲ 1,805

④ 児童手当 (2/3→1/3) ▲ 1,578

計 ▲ 5,292

この合意に当たって、以下の点について確認する。

生活保護の適正化について、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに実施するとともに、地方は生活保護の適正化について真摯に取り組む。

その上で、適正化の効果が上がらない場合には、国と地方は必要な改革について早急に検討し、実施する。

平成17年11月29日

内閣官房長官

安倍晋三

総務大臣

谷中平蔵

財務大臣

谷垣禎一

厚生労働大臣

川崎三郎

経済財政政策担当大臣

野田聖一

確認書

生活保護の適正化について、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに実施するとともに、地方は生活保護の適正化について真摯に取り組む。

その上で、適正化の効果が上がらない場合には、国と地方は必要な改革について早急に検討し、実施する。

平成17年12月1日

厚生労働大臣

川崎 二郎

全国知事会会長

麻生 渡

全国市長会会長

山本 保

内閣官房長官

安倍 晋三

特定施設に係る指定権限に関する要望

高齢者保健福祉行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成17年12月19日に開催されました「全国介護保険・老人保健事業担当課長会議」におきましては、先般の三位一体改革の方針決定を踏まえ、介護保険の施設等給付費に係る費用負担割合の見直し案が示されたところであります。

施設等給付費に係る国と都道府県の費用負担割合を見直すこと自体は、三位一体改革の決定事項ですが、対象となる施設等給付費について、介護保険3施設に加え「特定施設入居者生活介護」に係る給付費が含まれることについては、重大な懸念を持たざるを得ません。

すなわち、改正介護保険法上、特定施設のうち介護専用型は、都道府県計画上の量的規制が可能であるのに対し、要介護者とそれ以外の者が混在する混合型は、何らの量的規制もなし得ないことになっております。都道府県財政への影響も甚大で、このままでは、都道府県責任が果たせるとは言い難く、国負担分を引き受けることはできません。

従って、国におかれましては、施設等給付費について特定施設に係る給付費を対象から除外すべきであり、仮に対象に含める場合には、介護専用型でない特定施設の指定に係る都道府県の権限についても、介護保険3施設や介護専用型特定施設と同様、当該施設が設置される市町村の意見も聞き、必要とされる利用定員総数を超えると考えられる場合には、都道府県が指定をしないことができる旨、法律上明確に規定されるべきことを強く要望いたします。

平成17年12月21日

厚生労働省老健局長 磯部 文雄 様

滋賀県健康福祉部長 澤田 史朗
京都府保健福祉部長 地上 進
大阪府健康福祉部長 納谷 敦夫
兵庫県健康生活部長 下野 昌宏
奈良県福祉部長 上森 健廣
和歌山県福祉保健部長 嶋田 正巳